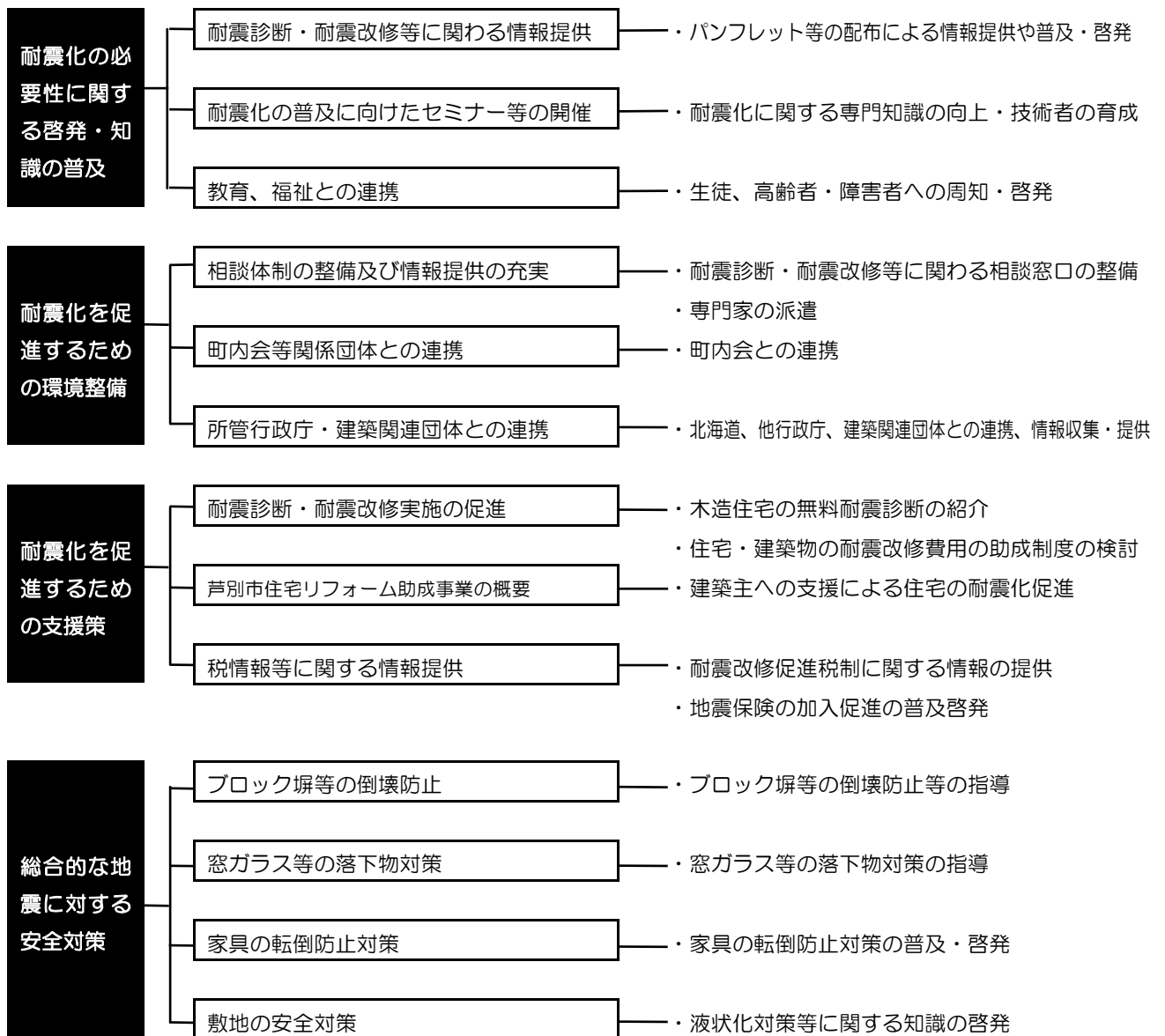


2章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断・改修を図るための支援策の検討

芦別市は住宅・建築物の耐震化の目標達成に向けて、住宅・建築物の所有者が自らの問題・地域の問題という意識のもと、地震防災対策に取り組んでいけるよう努めます。

施策の展開にあたっては、次の4つを基本的な柱として、国や北海道の補助金や交付金の活用を図りながら効果的・効率的に実施します。



(1) 耐震化の必要性に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者に耐震化の必要性を知ってもらうことから始まるため、周知・啓発がどの程度行われるかが耐震化の成果に大きく影響することになります。

このため、建築物の所有者等には、機会を通じて耐震化の必要性について普及・啓発していきます。

また、広く耐震化を促進する上で、福祉・教育部局などとも連携して耐震化の普及促進に向けた体制を整えます。

a. 耐震診断・耐震改修等に関わる情報提供

芦別市は、住宅・建築物の耐震化など地震対策を推進するために、パンフレット等の作成・配布により「揺れやすさマップ（※資料3）」の公表を行います。パンフレットには、耐震診断・改修の必要性、耐震診断・改修をする場合の流れ（相談、診断、補助制度等）、揺れやすさマップ等を盛り込みます。

また、既に北海道が作成している以下の資料等を活用し、住民への周知及び啓蒙・啓発を推進します。

[主に住宅に居住する所有者向け資料]

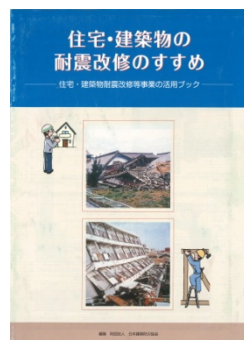
- ・誰でもできるわが家の耐震診断（財団法人日本建築防災協会）
- ・住宅・建築物の耐震改修のすすめ（財団法人日本建築防災協会）
- ・木造住宅の耐震改修の費用（財団法人日本建築防災協会）
- ・耐震補強のポイントと事例（財団法人日本建築防災協会）
- ・地震に関する基礎知識、耐震診断のポイントや耐震改修構法の事例、家具やブロック塀等の安全対策、税制についてなどわかりやすく解説したパンフレット

[耐震改修促進法に規定する特定建築物所有者向け資料]

- ・耐震改修促進法の概要や耐震診断・改修の必要性の理解を促すリーフレット



誰でもできる
わが家の耐震診断



住宅・建築物の
耐震改修のすすめ



木造住宅の
耐震改修の費用



耐震補強の
ポイントと事例

b. 耐震化の普及に向けたセミナー等の活用

芦別市内の設計事務所及び施工業者が耐震化に関する技術的な相談に応じられるように、北海道や建築関係団体と連携して、各種講習会の開催や受講の奨励を行い、専門知識の向上と技術者の育成を図ります。

c. 教育、福祉との連携

小中学校の学校教育の中で生徒に対して、地震の危険性や、住宅の耐震化の必要性をPRすることで、耐震化の促進につながる事が考えられることから、教育関係者と連携して、耐震化の周知・啓発を行います。

また、高齢者や障がい者を持つ方は、地震発生時の避難行動や避難施設での生活において、不便をなされる場合が想定されるので、福祉関係者と連携して、耐震化の周知・啓発等の支援を行います。

(2) 耐震化を促進するための環境整備

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が安心して相談できる体制や、耐震化に関わる情報を入手しやすい環境を整備することが重要です。

このため、芦別市では相談窓口での情報提供に向けた環境整備を行っていきます。

a. 相談体制の整備及び情報提供の充実

悪質なリフォーム詐欺による被害が社会問題化するなど住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要課題となっています。特に「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要があります。

芦別市では、住宅に関する一般的な事柄やリフォームに関する相談などに対応していますが、今後も耐震診断や耐震化等についてもきめ細やかな対応を充実し、空知総合振興局や(財)北海道建築指導センターの住宅相談の紹介なども行っていきます。

また、耐震診断や耐震改修に関する情報は、適宜、広報誌等により情報提供の充実を図ります。

b. 町内会等関係団体との連携

地震防災対策は地域におけるきめ細かい取り組みが重要です。

町内会等は地域において、災害時の対応で重要な役割を果たすほか、平時においても地域における地震時の危険箇所の点検や建築物の耐震化のための啓発活動を行うことが期待されます。

芦別市では、このような地域単位の取り組みに対する支援を図ります。

c. 所管行政庁・建築関連団体との連携

耐震診断や耐震改修を行う際には、十分な技術的知見を持ち信頼できる建築士等に依頼する必要がありますが、住宅・建築物の耐震化に関する技術・知識を有している建築士を見つけることは、日常生活の中では困難なことと思われます。

芦別市では北海道や他の行政庁、建築関連団体と連携して情報収集や提供に努め、これらの団体等が開催した講習会への受講技術者名簿の閲覧を行います。

(3) 耐震化を促進するための支援策

建築物の耐震診断・耐震改修の実施に対する建築主への支援について、以下に示す支援策の利用や制度の検討を進め、耐震化を促進していきます。

a. 耐震診断・耐震改修実施の促進

■耐震診断実施の促進

住宅の耐震化を進めるうえで、まず耐震診断を行う必要があります。耐震診断は、所有者が耐震診断を必要とするか否かを判断するうえで必要な調査となります。

北海道では、道民に対して適切な情報提供と耐震化に関する意識啓発を行うことを目的に、戸建て木造住宅を対象にした無料耐震診断（簡易診断）を実施しています。耐震診断の結果、耐震性に疑義があると判定された住宅の所有者等に対しては、（社）北海道建築設計事務協会で実施している有料相談やホームページ等による耐震診断技術者情報などの情報提供を行い、より詳細な診断を勧めることとしています。

芦別市は、耐震診断を希望する市民に対し、北海道空知総合振興局の対応窓口を紹介するほか必要な資料やその作成方法等についてのアドバイスを行うことで、耐震診断実施の促進を図ることとします。

■耐震改修補助制度の検討（国及び北海道の施策と芦別市の方針）【P57資料4参照】

北海道では、国と連携し道民の不利益の解消を図るとともに市町村の取り組みを支援するため、平成19年度より地域住宅交付金（現社会資本整備総合交付金）を活用した耐震改修補助制度を創設しています。この制度は、各市町村で国の交付金及び北海道の補助事業を活用しての耐震改修補助制度を定めることにより、昭和56年以前の旧耐震の木造住宅で、耐震診断により改修の必要があるとされた住宅の耐震改修を行う所有者に対し、国・道費・市町村負担金額を合わせて最高30万円の補助金を支給することができるものです。

現在、道内では179市町村のうち約40市町村がこの耐震改修補助制度を創設していますが、その約半数が十勝・釧路・根室管内であり、地震多発地域の自治体が制度創設に積極的である傾向が見られます。

芦別市では現在、市の独自施策として「芦別市住宅リフォーム助成事業」を創設し、住宅の耐震改修に係る費用を助成しています。

今後は、北海道空知総合振興局との協議により、市の独自政策と北海道が持つ耐震改修補助制度との連携について検討を行います。

b. 芦別市住宅リフォーム助成事業の概要

芦別市では、平成23年度に実施する「住宅リフォーム助成事業」により、市内の耐震改修を含む住宅リフォームを行う市民の方々に対し、一定額の支援を行うこの事業と連携して、住宅の耐震化の促進を進めます。

- ・市内にある住宅のリフォーム工事（100万円以上の工事）を対象とします。
- ・耐震改修工事の場合、対象工事金額の20%（30万円を上限）を還元します。
- ・住宅改修工事（一般リフォーム工事）の場合、対象工事金額の20%（20万円を上限）を還元します。

c. 税情報等に関する情報提供

耐震改修の促進を図るため平成18年度から国において税制改正が行われ、「所得税減税」と「固定資産税減税」による、耐震改修促進税制が創設されました。

同じく、地震保険料の所得金額からの控除（地震保険料控除）等の特例措置が新たに創設され、これらの税制等について、情報提供を図ります。

[所得税減税]

所得税の特別控除に関しては、住宅の耐震改修は地域において主体的に取り組む課題であり、補助制度及び税制により一体的に支援することが効果的であるとの認識から、地方公共団体が住宅耐震改修に関する補助事業を行っている区域に限って適用されることとなっています。

※芦別市では、将来的に耐震改修補助制度を創設した段階で適用されることとなりますので、現在は該当しません。

[所得税減税の概要]（住宅の耐震化に係る補助事業を行っている地方公共団体に限る）

個人が、平成21年1月1日から平成26年12月31日までの間に、一定の区域内において、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額（200万円を上限）の10%相当額を所得税額から控除する。

[固定資産税減税]

固定資産税額の減税措置は、すべての地域において適用可能ですが、耐震改修工事を行ったことを証明する固定資産税減額証明書の添付が必要となりますので、工事着手前に必ず施工者等の有資格者（建築士等）に相談されることが望まれます。

[固定資産税]（住宅の耐震化に係る補助事業の有無に関係なく適用される）

旧耐震基準により建設された住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120㎡相当部分まで）を以下のとおり減額する。

- ① 平成23年から24年に工事を行った場合：2年間1/2に減額
- ② 平成25年から27年に工事を行った場合：1年間1/2に減額

(4) 総合的な地震に対する安全対策

これまでの建築物に関する地震被害は、過去の地震でも、建築物の構造に起因する建物倒壊のほかに、窓ガラス等の落下やブロック塀、屋内の家具の転倒などによる人的被害も多く発生しています。したがって、地震による被害を防止するためには、建築物の構造を耐震化するだけでは十分とは言えません。

このため、以下の安全対策について促進していきます。

a. ブロック塀等の倒壊防止

芦別市では、地震によるブロック塀、石塀、門柱、自動販売機等（以下、「ブロック塀等」という。）の倒壊を防止するため、市街地で主要な道路やスクールゾーンに面する既存ブロック塀等にあっては、建築パトロールや町内会等を通じて、維持保全の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準などの安全性の確保の周知に努めます。

b. 窓ガラス等の落下物対策

地震動による落下物からの危害を防止するため、芦別市では、市街地で主要な道路等に面する3階建て以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告部等（以下、「窓ガラス等」という。）で落下のおそれのあるものについて、必要に応じて、建築物の所有者等に対し改善指導を行っていきます。

c. 室内家具転倒防止対策

地震はいつ起こるか予想ができず、就寝中に起こる可能性も考えられます。阪神・淡路大地震で被害にあわれた方のうち、数百人の方が室内家具の転倒による圧死であるとされています。このことから、芦別市では、被害の軽減を図るため、家具の固定方法等についての普及・啓発を行います。

d. 敷地の安全対策

これまでの大規模地震において、地盤の液状化や敷地の崩落などによる被害が発生していることから、住民に対しても液状化対策等に関する知識の啓発を行うことを検討して敷地の安全対策を進めます。

2 地震時に通行を確保すべき道路の指定

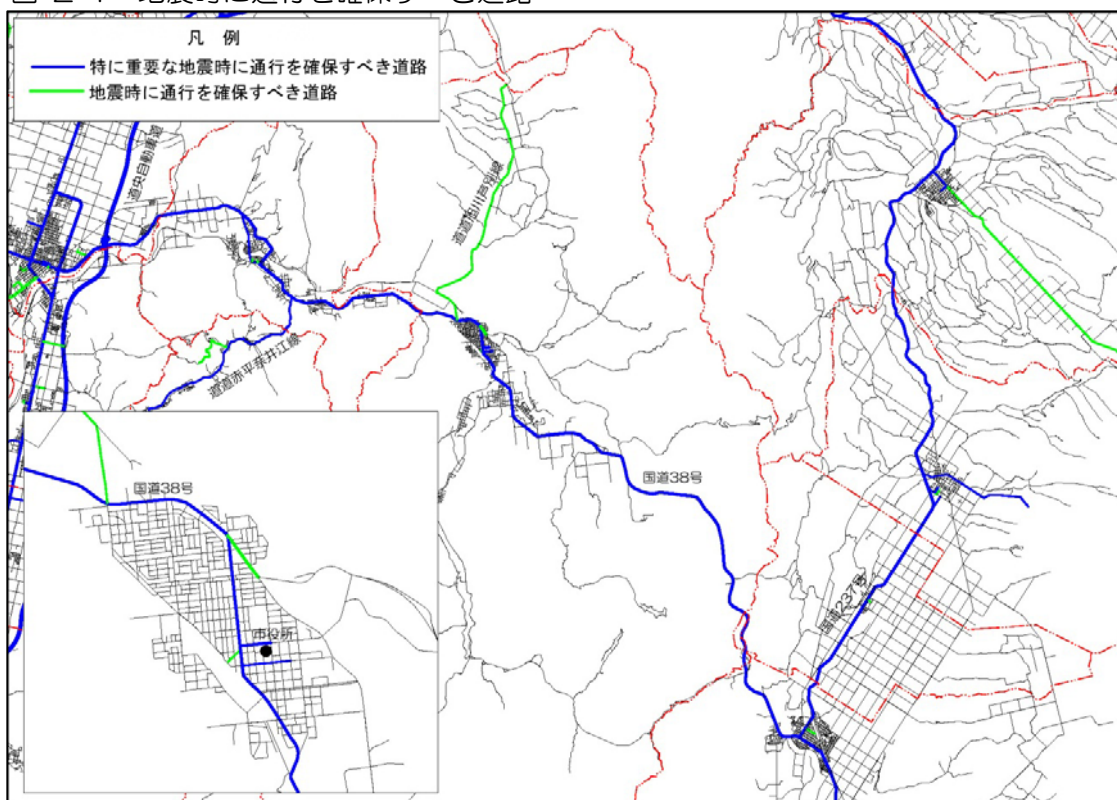
耐震改修促進法第5条第3項第1号において、都道府県は建築物が地震によって倒壊し、その敷地に接する道路の通行を妨げる恐れのある建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要な場合、その建築物の敷地に接する道路に関する事項を記載できるとしています。

道は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路を、地震時に通行を確保すべき道路（以下、「緊急輸送道路」という）として指定しています。さらに、このうち災害時の拠点施設を連結する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等のために重要な道路については、「特に重要な緊急輸送道路」として指定しています。

芦別市においては、「特に重要な緊急時に通行を確保すべき道路」として国道38号(芦別国道)、国道452号の一部(市役所まで)及び市道あさひ通の警察署までが「緊急時に通行を確保すべき道路」として、主要道道旭川芦別線、道道芦別停車場線の一部(JR芦別駅まで)及環状通(国道38号)の一部が地震時に確保すべき道路として国から位置づけられております。

尚、地震時に通行を確保すべき道路については、市道に関して市独自に緊急輸送道路の指定を行うことが可能ですが、芦別市の市道は道路幅員が確保されている路線が多く、また市道沿いの建物に高層のものがいないために、建物倒壊によって通行が妨げられるような状況が考えにくいことから、現在市独自での指定はしていませんが、今後関係機関と連携する中で検討していきます。

図 2-1 地震時に通行を確保すべき道路



3 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

公共建築物は、災害対策本部や避難収容施設など、災害時における応急活動の施設として利用されます。また、地域住民に対し住宅・建築物の耐震化を図るためには、市が率先して耐震化に取り組むことが必要となります。

このため、本市では、公共建築物のうち、第1号特定建築物の耐震化を優先的に進めることとします。

また、特定建築物の要件に満たない建築物で、防災関係機関や、地域防災計画により避難所として位置付けられている建築物、多数の者が利用する可能性が高い建築物についても、耐震化を推進するよう努めます。

◆優先的に耐震化に着手すべき建築物

a. 芦別市内の第1号特定建築物（P-30 表 1-15）

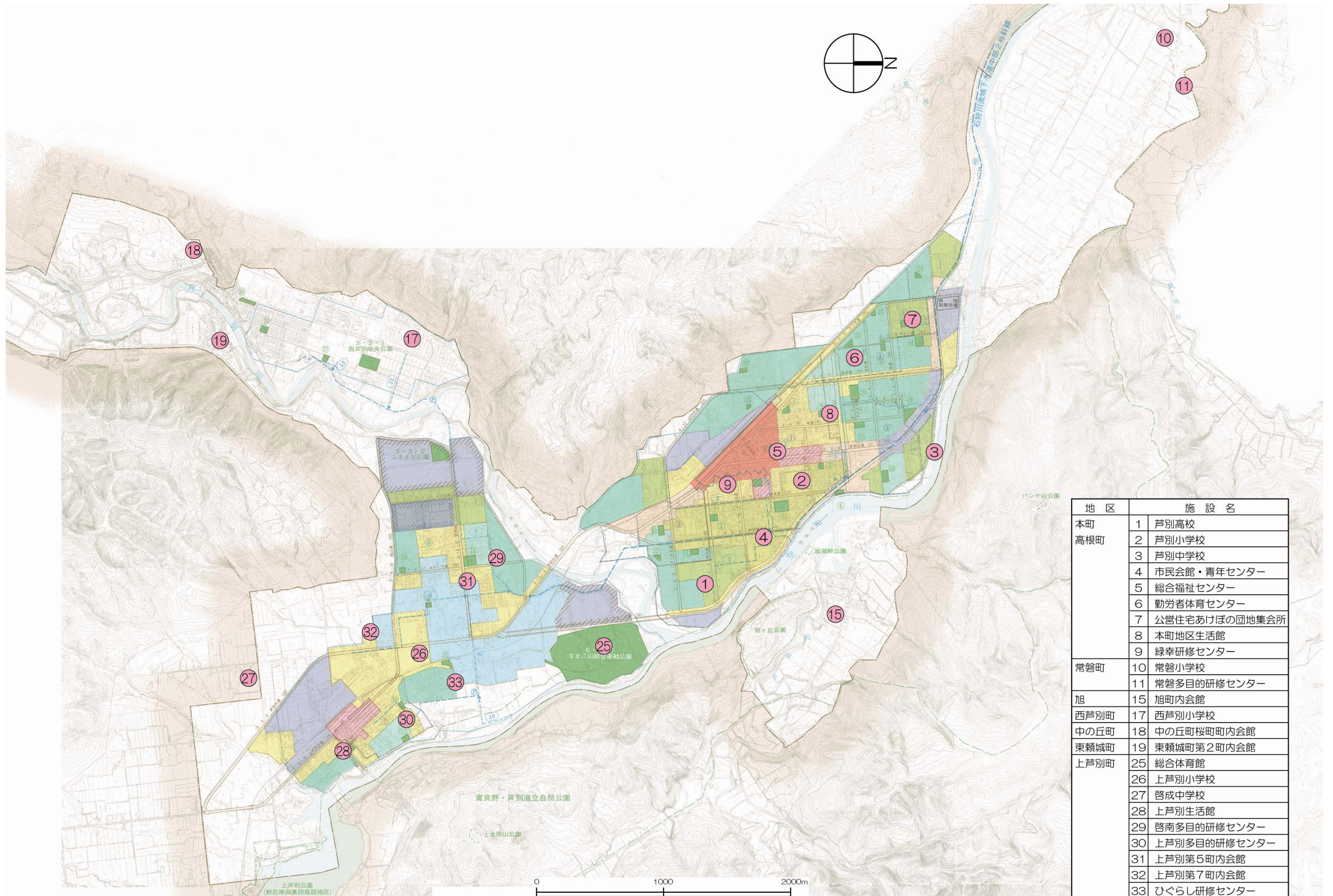
b. 芦別市防災計画に定める避難施設（第1号特定建築物を除く）

地区名	避難施設名	建設年度	構造	階数	面積
本町地区	公営住宅あけぼの団地集会所	S56	CB造	1F	144㎡
	緑幸研修センター	S55	W造	2F	383㎡
福住町	福住町内会館	S62	W造	1F	117.33㎡
新城町	新城多目的研修センター	S55	S造	2F	797㎡
旭町	旭町内会館	S52	W造	1F	140㎡
旭町油谷	芦別温泉スターライトホテル・油谷体育館	S54	RC造	2F	2,601㎡
中の丘町	中の丘町桜町町内会館	S58	W造	1F	97.20㎡
東頼城町	東頼城町第2町内会館	S52	W造	1F	129.18㎡
頼城町	青少年会館	S45	S造	2F	633㎡
	頼城町多目的研修センター	S36 (H5増築)	W造	1F	264.24㎡
玉川町	玉川町内会館	S55	W造	1F	99㎡
川岸	川岸町内会館	S61	W造	1F	89.10㎡
上芦別町	上芦別生活館	S49	W造	1F	210㎡
	上芦別第5町内会館	S52	W造	1F	181㎡
	上芦別第7町内会館	S47	W造	1F	60㎡
野花南町	野花南生活改善センター	S55	W造	1F	137㎡

C. その他の公共建築物

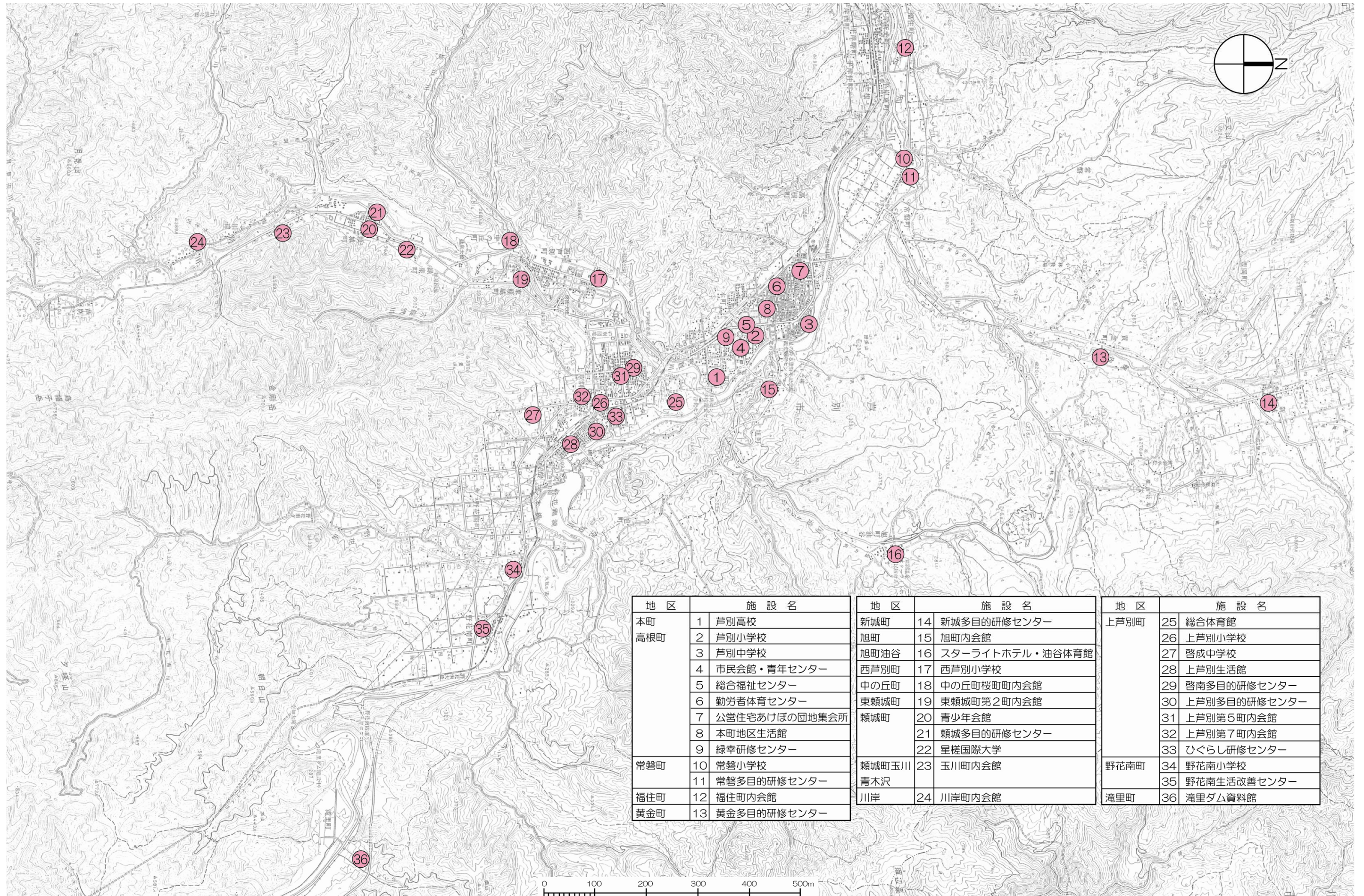
施設名	建設年度	構造	階数	面積
芦別温泉	S47	W造	1F	492㎡
静和荘	S50	W造	1F	739㎡
高齢者生きがいセンター	S55	W造	1F	587㎡
芦別宿泊交流センター	(不明)	W造	1F	1,360㎡

図 2-2 避難施設マップ（市街地）



地区	施設名
本町 高根町	1 芦別高校
	2 芦別小学校
	3 芦別中学校
	4 市民会館・青年センター
	5 総合福祉センター
	6 勤労者体育センター
	7 公営住宅あけぼの団地集会所
	8 本町地区生活館
	9 緑幸研修センター
常磐町	10 常磐小学校
	11 常磐多目的研修センター
旭	15 旭町内会館
西芦別町	17 西芦別小学校
中の丘町	18 中の丘町桜町町内会館
東頼城町	19 東頼城町第2町内会館
上芦別町	25 総合体育館
	26 上芦別小学校
	27 啓成中学校
	28 上芦別生活館
	29 啓南多目的研修センター
	30 上芦別多目的研修センター
	31 上芦別第5町内会館
32 上芦別第7町内会館	
33 ひぐらし研修センター	

図 2-3 避難施設マップ(全市)



地区	施設名	地区	施設名	地区	施設名
本町	1 芦別高校	新城町	14 新城多目的研修センター	上芦別町	25 総合体育館
高根町	2 芦別小学校	旭町	15 旭町内会館		26 上芦別小学校
	3 芦別中学校	旭町油谷	16 スターライトホテル・油谷体育館		27 啓成中学校
	4 市民会館・青年センター	西芦別町	17 西芦別小学校		28 上芦別生活館
	5 総合福祉センター	中の丘町	18 中の丘町桜町町内会館		29 啓南多目的研修センター
	6 勤労者体育センター	東頼城町	19 東頼城町第2町内会館		30 上芦別多目的研修センター
	7 公営住宅あけぼの団地集会所	頼城町	20 青少年会館		31 上芦別第5町内会館
	8 本町地区生活館		21 頼城多目的研修センター		32 上芦別第7町内会館
	9 緑幸研修センター		22 星槎国際大学		33 ひぐらし研修センター
常磐町	10 常磐小学校	頼城町玉川	23 玉川町内会館	野花南町	34 野花南小学校
	11 常磐多目的研修センター	青木沢			35 野花南生活改善センター
福住町	12 福住町内会館	川岸	24 川岸町内会館	滝里町	36 滝里ダム資料館
黄金町	13 黄金多目的研修センター				